

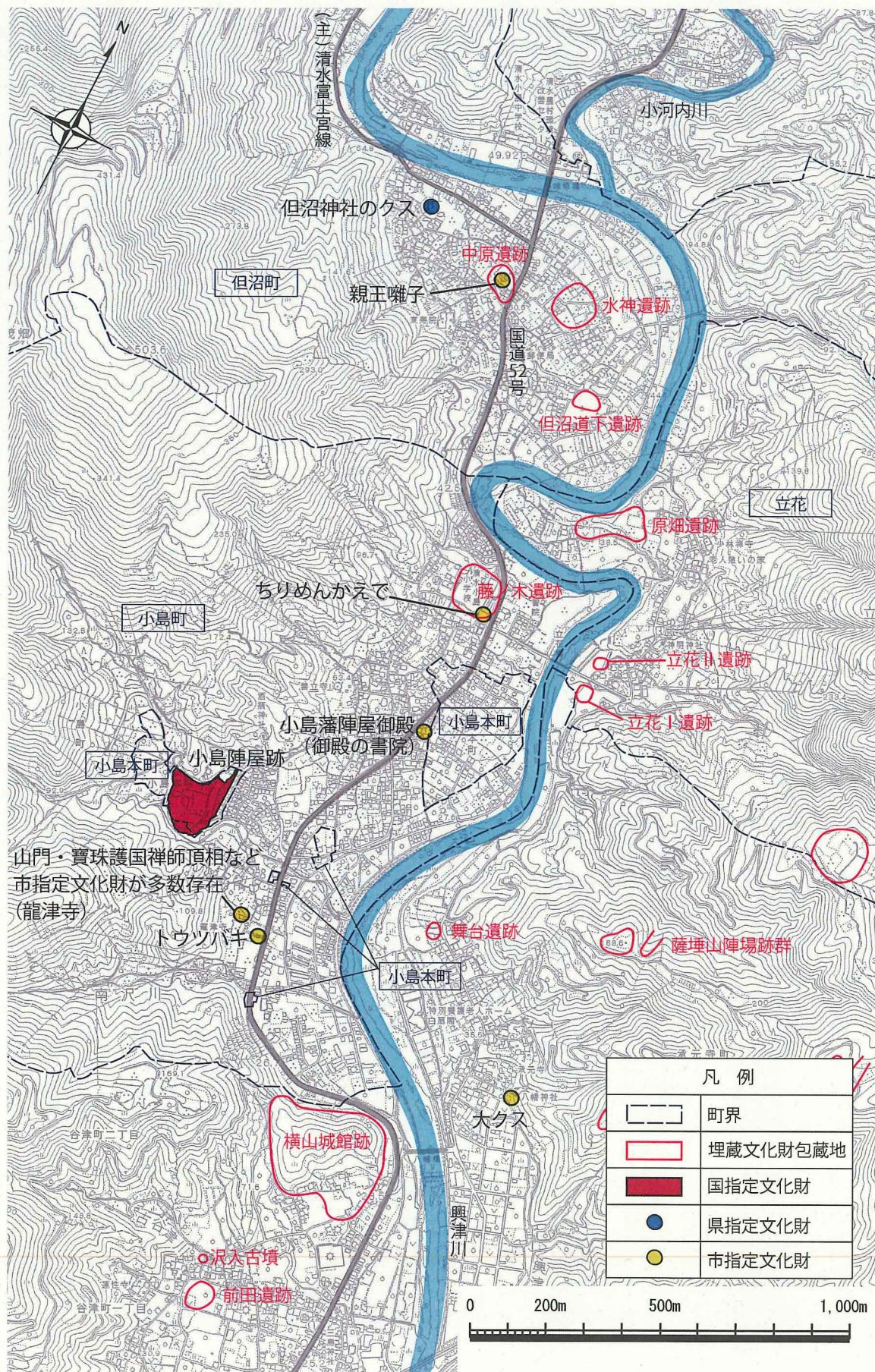
資料編

現況図面・現況写真

文化財分布図	資料-1
地域資源分布図	資料-2
法適用現況図	資料-3
交通・公共施設現況図	資料-4
陣屋跡及び関連施設の現況写真	資料-5
陣屋施設配置図	資料-6
サイン位置図	資料-7

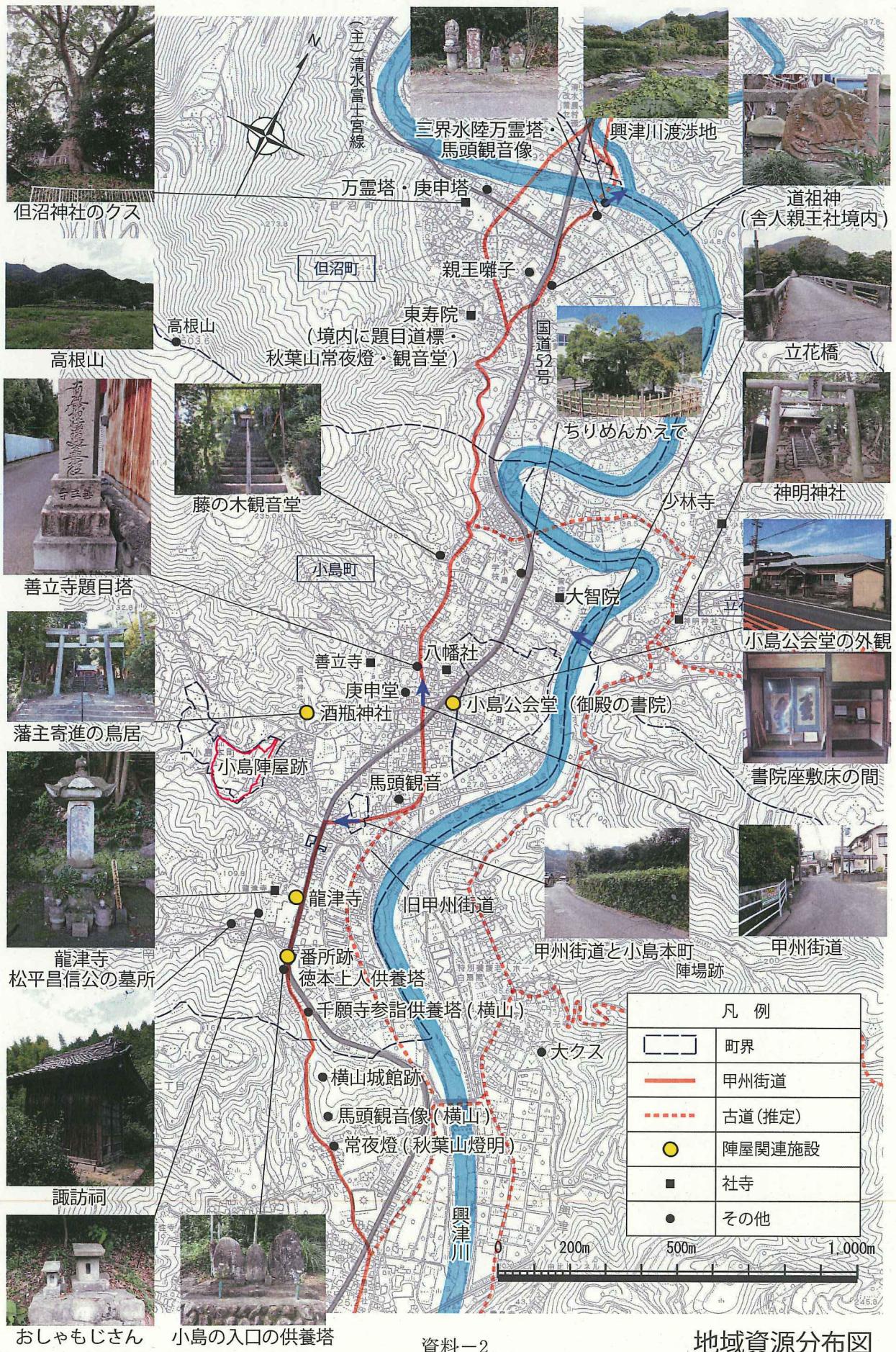
史跡小島陣屋跡の現状と課題一覧表

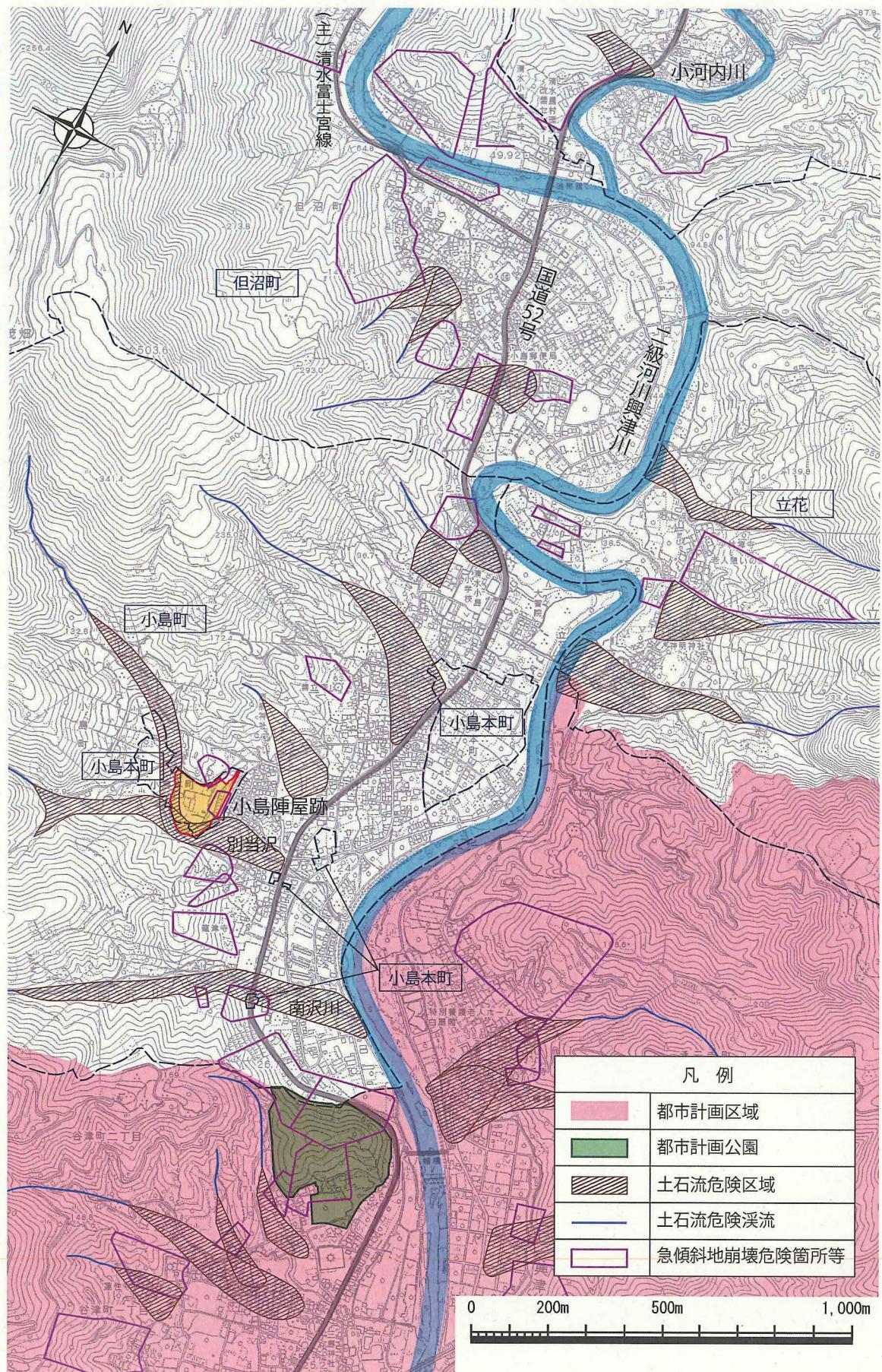
資料-8



資料-1

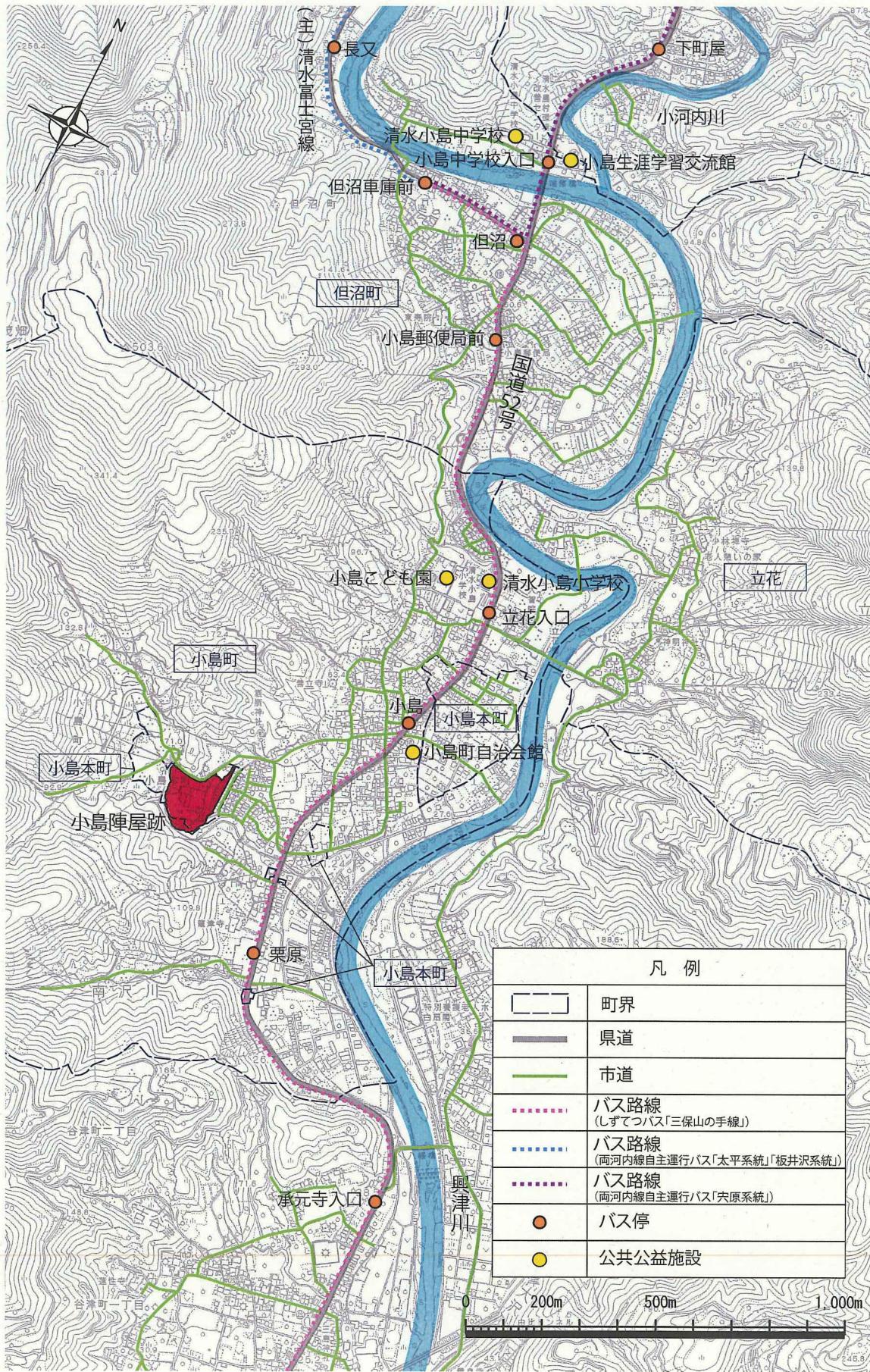
文化財分布図





資料-3

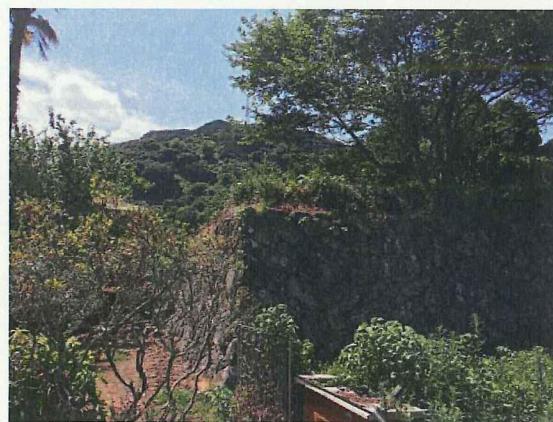
法適用現況図



陣屋跡及び関連施設の現況写真

以下の写真キャプションの番号は、資料編 陣屋施設配置図の写真番号に対応する。





7 第2郭南東角の石垣、右は大手の石段通路、左は枡形虎口に続く



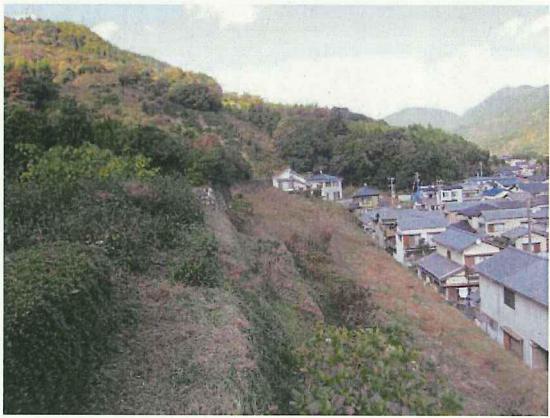
8 枝形虎口への通路



9 大手上部から大手の石段通路を見下ろす



10 大手通路下から大手門推定地を見上げる



11 第2郭東側の階段状の低石垣が積まれた崖地



12 第2郭東側の崖地を宅地側から見上げる



13 第2郭西側の別当沢沿いの斜面（元農地）



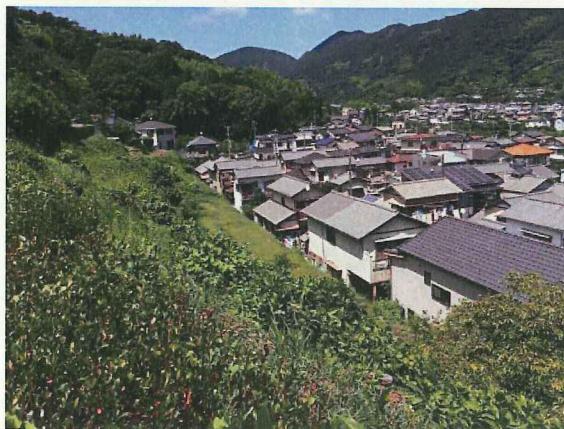
14 第2郭南側の別当沢沿いに茂る竹林



15 厥・学問所推定地（現在宅地）にのぼる階段



16 厥・学問所推定地（現在宅地）脇の石垣



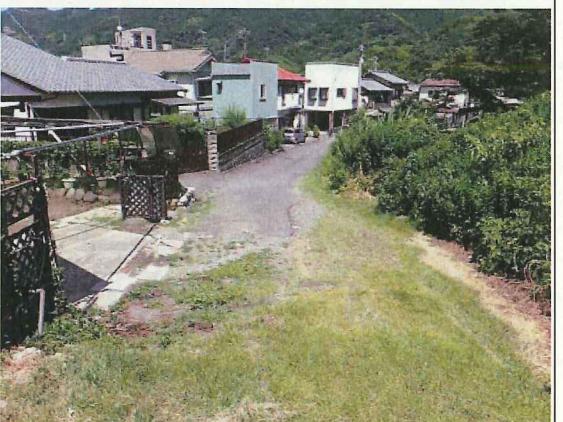
14 崖に沿った宅地付近が馬場であったと考えられる



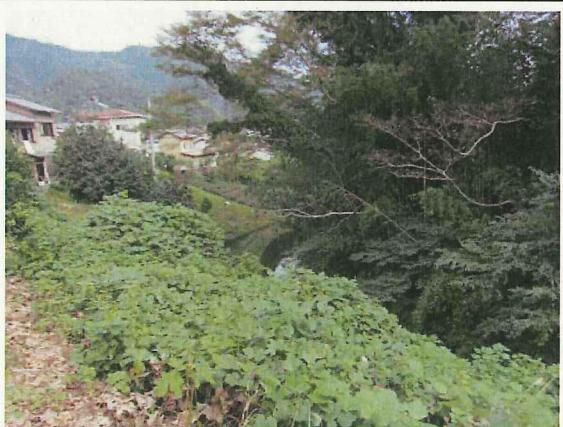
18 道路左側の宅地と道路を含む範囲が馬場であったと考えられる



19 外枠形から大手に至る大手道の一部



20 大手方向から沢沿いに東へ下る大手道



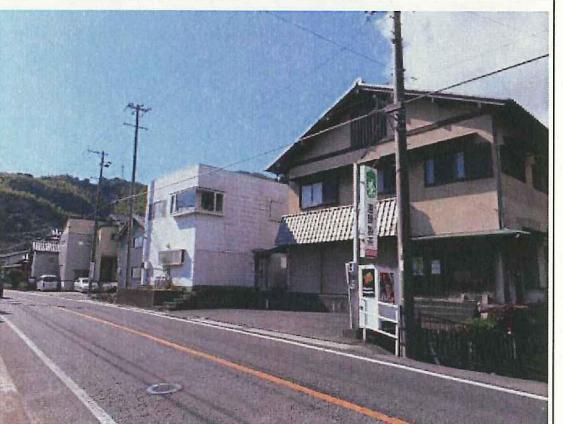
21 別当沢沿いの崖地、樹木や草が繁茂する



22 大手道から別当沢にかかる橋をのぞむ



23 甲州街道脇の別当沢に沿った低地



24 甲州街道に面した小島本町付近、陣屋関連施設があつた可能性がある



25 小島南交差点から南方向をのぞむ



26 別当沢、樹木で見通しがきかない



27 龍津寺



28 藩主松平昌信公の墓地、階段を登った左手奥の部分



29 龍津寺の中庭、ケラマツツジの古木が残る



30 龍津寺南側の茶畠、小島藩主を迎えた南屋敷があったといわれる



31 酒瓶神社の鳥居、安政6年に小島藩主が寄進した



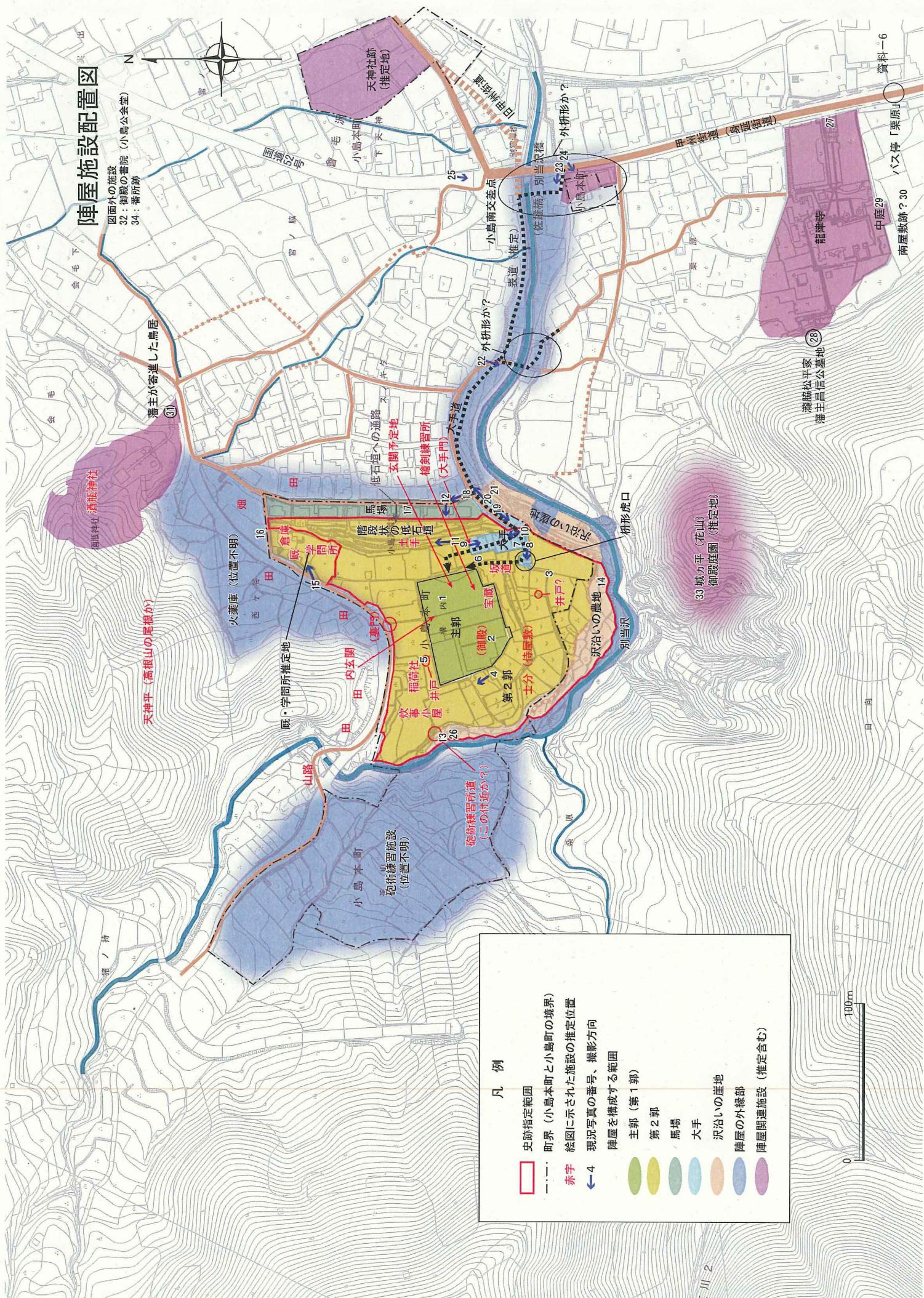
32 小島町内に移築された陣屋御殿の書院、小島公会堂として使われてきた

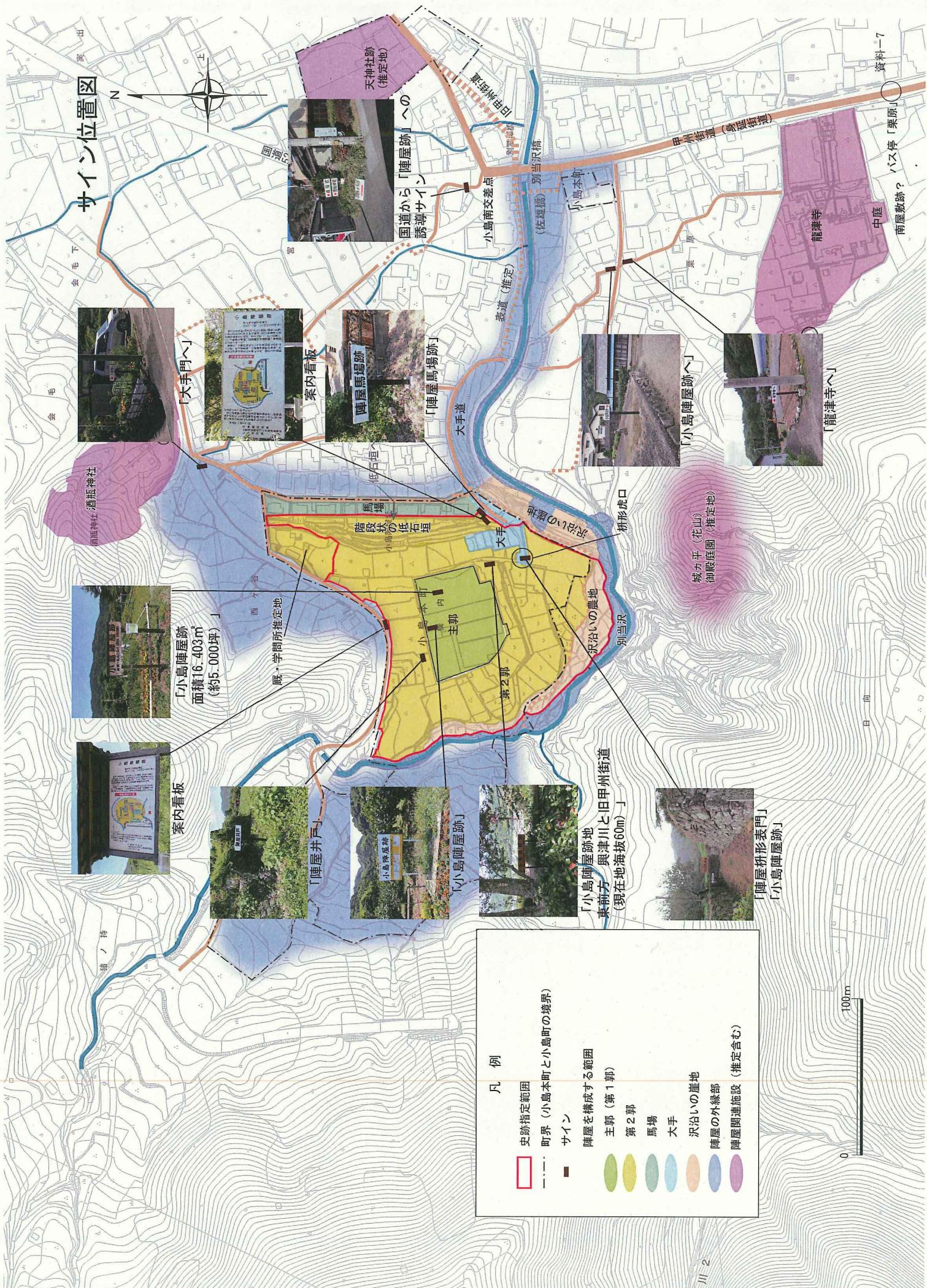


33 陣屋南側に広がる城ヶ平の山林、陣屋御殿の庭園だったと伝わる



34 小島集落の南端、南沢と甲州街道が交差する場所に番所があったと伝わる、現在は宅地





史跡小島陣屋跡の現状と課題

史跡指定地と周辺環境

項目	現状	評価	課題
上位関連計画	第3次総合計画で、史跡小島陣屋跡保存整備事業があげられ、江戸時代に築造された陣屋跡の歴史公園としての保存と整備と位置づけられている。 史跡小島陣屋跡保存管理計画は策定済み。平成31年度以降に中部横断自動車道が中央自動車道と接続する計画である。	市の上位計画である総合計画に基づき、歴史公園としての陣屋跡の整備が進められている。 静岡市観光戦略、都市計画マスタープランでは、観光振興及び都市整備に関する政策に小島地区や陣屋跡の整備が明確に位置づけられていない。	・府内の観光及び都市計画関連部署との連携
地理的環境	陣屋跡は静岡市東部の山あいで、興津川右岸の標高約60mを図る河岸段丘上に立地している。	陣屋跡は興津の市街地に近いが、国道からはずれた高所に位置したことから、開発をまぬがれたといえる。	—
歴史的環境	興津から薩埵峠付近は古来から交通の要衝で、中世から近世にかけて東西南北の戦略拠点でもあった。江戸時代には、近世東海道が整備され興津宿が設置された。脇往還である甲州街道に小島陣屋が設置された。甲州街道は、武田氏と身延山、甲府勤番との関係が深い。 国指定文化財をみると、小島陣屋跡のほかに興津の清見寺に名勝庭園をはじめ多くの文化財がある。市指定文化財では、小島地区的龍津寺が絵画、工芸品等を所蔵している。 甲州街道沿道に番所跡（関所跡）、天神社跡のほか祠、石仏等が立地する。一部に古道（甲州街道）の標識が設置されている。小河内と宍原境に甲州塙関があった。	甲州街道は、江戸時代の街道の雰囲気を残す部分が山間部を中心に残されている。沿道の歴史文化資源については、十分な調査が行われていない。 東海道沿道の歴史文化資源に比べて甲州街道沿道の資源の認知度が低い。また、資源が各所に散在している。	・未調査、未開拓な資源の活用 ・沿道の歴史文化資源のネットワーク化による活用検討 ・陣屋関連施設の洗い出し、調査
自然的環境	興津の海岸部は温暖だが、興津川を遡るほど気温が下がる。小島付近には河岸段丘が発達している。 主要な景観要素として、山林、茶畑、興津川、集落などがある。	豊かな緑と興津川の自然に恵まれている。別当沢沿いに雜木や竹林が繁茂している。	・豊かな自然環境の活用 ・耕作放棄地の景観対策
社会的環境			
法適用	国指定史跡小島陣屋跡 市指定文化財建造物「小島藩陣屋御殿」 都市計画区域外、都市計画施設はなし。 農業振興地域、史跡周辺に農用地区域（樹園地） 土石流危険区域（別当沢沿い斜面） 急傾斜地崩壊危険箇所（陣屋東側低石垣、道路を挟んだ陣屋北側の山林）	陣屋施設があると思われる部分に未指定地が残る。 都市計画関連法規の適用外である。 史跡周辺の景観保存のための法規制はない。 農用地区域に便益施設等を設置する場合、除外手続きが必要である。	・史跡の追加指定 ・静岡市景観条例に基づく地域景観資源の指定（※）などによる、史跡周辺の良好な景観への配慮
人口、産業・交通等	明治22年(1889)の町村制施行により、今日の小島地区的範囲が小島村となった。小島村は昭和36年に旧清水市に編入した。 小島地区4町の人口は、3,524人、市全体の0.50%を占める。(H28.12.31現在) 山林や農地が多く、大規模な事業所や観光客施設は少ない。 小島、但沼など旧甲州街道沿いに歴史的な街道・集落景観が残る。	市全体に占める小島地区の人口の割合は小さい。 国道52号は通過交通が多く比較的外部との交流機会が少ない地区といえる。 中部横断自動車道の開通により広域の利便性が増すが、国道52号の利用が減る可能性がある。 歴史的な街道・集落景観が良好に残されているが、市民への認知度は低いと思われる。	・地域の産業振興、活性化対策 ・歴史的な街道・集落景観への配慮

※静岡市景観計画（平成20年4月策定、静岡市全域を対象とする）の中で、建造物、樹木、眺望などの良好な景観資源の保全・活用については、静岡市景観条例に基づく地域景観資源の指定・登録を行うことが可能である。地域景観資源に指定された建造物等は、その適切な保全とともに、その周囲の景観形成にも積極的に取り組み、地域の景観のランドマークとしての価値を高める。併せて電柱・サイン等の設置には十分な配慮を行い、地域景観資源の視認性を向上させる。地域景観資源の隣接地等で建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を図る、としている。

小島陣屋跡の現況

項目	現状	評価	課題
史跡の本質的価値	平成 18 年国史跡指定、平成 20 年追加指定 指定面積 18,504.03 m ²	小島陣屋跡は、城郭を思わせる石垣が良好に残り、発掘調査によって良好な建物遺構等が確認されており、御殿の書院が移築されたが現存しております、江戸中期における大名陣屋の在り方と構造を知るうえで貴重である。	<ul style="list-style-type: none"> ・陣屋施設の正確な把握のための文書調査、発掘調査の継続 ・城郭を思わせる石垣、建物遺構等、御殿の書院の保存と活用 ・陣屋内未指定地の保存
発掘調査・石垣調査	陣屋跡及び周辺の発掘調査（昭和 54 年度から断続的に実施） 宝蔵と御殿の書院の位置がほぼ明らかになった。第 2 郭東側の広い石段通路が陣屋の大手であることが判明した。大手から主郭の御殿に通じる石段が確認された。 陣屋石垣の石材調査（平成 16 年度実施）	一連の調査で、一部の建物配置と石段通路等が判明したが、主郭の他の建物や第 2 郭の建物配置はほとんど未確認である。指定地外の遺構が想定される部分の調査も未実施である。 陣屋内には様々な形式の石積みが混在し、何度か別の時期に積み直されたと推定される部分が多いため、江戸時代の石垣の様相を解明するには至っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・絵図と遺構の不整合な部分の調査 ・指定地内の未調査部分と、指定地外の遺構が想定される範囲の調査（大手門や外掛形など） ・石垣の建築時期の特定
保存管理計画	平成 20・21 年度策定 陣屋の構成要素を A～D に地区区分し、それぞれ保存管理の方針、方法を示した。 “江戸時代の大名陣屋の姿をできる限り理解し易く、関心が持てるような整備”を目指すこととし、この整備の時代設定については、現在ある陣屋跡は最終的な姿をよく留めており、これを基本とする	絵図や発掘調査等により、より正確な遺構の把握の余地があり、明治時代以降の陣屋跡の変遷過程も明らかにする必要がある。 陣屋の御殿建物は、唯一残された小島陣屋を構成する重要な建物であり、将来元の位置に移築復元することを検討するに値するが、復元の方法や内容については慎重な検討が求められる。 明確な遺構の残存が認められない地域については、現状の地形や環境を維持することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・幕末の陣屋跡の姿の調査研究と保存整備 ・歴史の重層性を尊重した整備 ・御殿の書院の原位置への移築の検討 ・景観の保全 ・史跡指定地の周辺環境を含めた保存、活用方策の検討
史跡の保存状況	小島陣屋図（絵図）に、陣屋の施設配置が描かれている。 明治時代以降の小学校設置や耕作により、一部地形が改変されているが、陣屋の平面構造（主郭、第 2 郭の縄張りとこれらを取り巻く石垣）がほぼ残されていることがわかる。 石材鑑定の結果、石材の大半は別当沢で採掘されたものと考えられる。 主郭から移築された御殿の書院が小島町内に現存する。	陣屋の遺構の残存状況が非常に良好で、石垣を多用した城郭風の縄張りは歴史的にも価値が高く、貴重である。 陣屋の大手ルートや石垣の建築年代、石切り場など調査が不足し、学術的評価が定まらない部分がある。移築された御殿の書院が比較的良好に残されており、陣屋内の原位置に移築できる可能性が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・陣屋遺構の適切な保存と活用 ・縄張りに関する学術的評価 ・石垣の整備活用
公開・活用	国道 52 号から陣屋跡に入る交差点に誘導看板が 1 基設置されている。陣屋跡の中には、地元自治会等が設置した地点名称看板や誘導看板が設置されている。 小島自治会の「小島町文化財を守る会」が、陣屋跡でのガイド、地域の歴史資源の掘り起こし、マップ作成、誘導看板設置などを行っている。 市と自治会、「小島町文化財を守る会」が連携して、史跡指定地内の草刈を行っている。	陣屋跡付近にトイレや見学者用駐車場はない。現地で史跡の見学に必要な情報を十分に得ることができない。 近年、史跡整備に関する住民意向調査等は行われていない。 地元自治会や「小島町文化財を守る会」による陣屋跡の自主的、限定的な維持管理等にとどまり、積極的な公開・活用は行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者のための便益施設の設置 ・史跡保存活動の継続、育成 ・住民意向調査の実施 ・史跡の積極的な利活用の検討 ・史跡整備と利活用に向けた体制整備

地区別の詳細（陣屋を構成する範囲）

位 置	保存管理区分	調査結果・現状	評 価	課 題
陣屋を構成する範囲	主郭（第1郭） 藩主の住居兼藩庁機能をもつ区画	A 史跡指定地	<p>絵図には、御殿の建造物、宝蔵、槍剣練習所が描かれている。発掘調査結果により、御殿の書院の柱の根固め集石遺構、書院脇の堀跡、宝蔵の基礎遺構、御殿入口部の石段3ヶ所が確認されている。</p> <p>御殿南側の石垣は陣屋造営時のもの、御殿東部は安政地震後に積み直されたと考えられる。</p>	<p>主郭は、藩主の住居兼藩庁機能をもつ。</p> <p>御殿は、大藩の御殿の書院、広間、中奥を一体化した建物と考えられ、小藩の陣屋の御殿建築の状況を知る上で、貴重である。</p> <p>平成28年度に行った発掘調査では、御殿の書院の位置確定に至らなかつた。</p> <p>御殿南側部分の石垣の残りが良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査継続による御殿の書院の位置の検証 ・石垣の整備活用
	第2郭 藩士の居住区画	A 史跡指定地	<p>藩士の屋敷地</p> <p>絵図には土分（侍屋敷）、炊事小屋、稻荷社、井戸2ヶ所、砲術練習所道が記載され、北側に裏門、西側に冠木門、郭の北、西、南に柵列が描かれている。</p> <p>第2郭の外周を石垣が取り巻いている。御殿南側下段下部の石垣は、陣屋造営時のものと思われる。</p>	<p>発掘調査成果に基づく侍屋敷等の建造物の配置が未確認である。</p> <p>主郭北側の井戸が良好に残っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郭内の建造物の配置の特定 ・郭内の建造物の整備方針の検討 ・井戸の整備方針の検討
		A 史跡指定地	<p>大手（陣屋の正面入口）・拝形虎口</p> <p>絵図では、第2郭東南側に大手石段と大手門が描かれている。発掘調査の結果、当該箇所で大手の石段が確認された。</p> <p>拝形虎口周辺から、古い虎口の跡が確認された。</p>	<p>出隅石垣の東側が大手、坂道が普段の通用路と考えられる。</p> <p>大手石段脇の出隅部分は陣屋造営時の石垣が良好に残っている。</p> <p>大手門の位置が未確認である。</p> <p>拝形虎口の石垣は安政地震以後に積み直されたと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陣屋の大手としての適切な表示・展示 ・大手出隅の石垣の保存と展示 ・大手門の調査に向けた検討 ・拝形虎口の取り扱い方針の検討
		A 史跡指定地	<p>階段状の低石垣</p> <p>絵図に土手と描かれている、第2郭東側の石垣である。急傾斜地に階段状の低石垣が4~5重に積み上げられている。石垣は石が抜き取られた部分がかなりある。</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。</p>	<p>郭の土居（土手）だった斜面地に、ミカン耕作のため低石垣が築かれたと考えられる。一部で石垣が弛み、崩落が危惧される。</p> <p>崖地のため、草刈などの日常的維持管理に危険が伴う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣の調査の検討 ・整備に至る経過措置としての石垣の維持管理や安全対策の検討
	馬場	A 史跡指定地	<p>沢沿いの農地</p> <p>調査の結果、最上段の畑地は侍屋敷地に含まれていた可能性がある。石垣は、陣屋当初のものではなく、新たに積まれたか大きく改変された可能性が高い。</p> <p>傾斜地に開かれた小区画の元農地に木竹が繁茂する部分がある。</p>	<p>がけ崩れにより崩落する恐れがある場所が存在する。</p> <p>繁茂した木竹により別当沢沿いの見通しがさえぎられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・崩落防止対策の検討 ・傾斜地の適切な維持管理の検討
		B	<p>厩・学問所推定地</p> <p>絵図に陣屋の厩、学問所などが描かれた部分で、現在宅地である。未指定地である。</p>	<p>地形から陣屋の郭内であったことは明らかであり、将来的に調査と追加指定の検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地利用と遺構保護の適切な調整
	大手	B 及び C 1	<p>絵図にある馬場の区画がそのまま宅地の区画になっている。宅地造成により馬場の東縁を区切る石垣は破壊された可能性があるが、西縁の宅地背後の石垣は良好に残存している。未指定地である。</p>	<p>地形から馬場の存在は明らかであり、将来的に調査と追加指定の検討が必要である。正確な馬場の範囲が不明である。</p> <p>西側の崖状の低石垣の崩落が懸念されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬場の範囲の解明 ・宅地利用と遺構保護の適切な調整
沢沿いの崖地	B		<p>甲州街道から分岐し、外拝形から大手に至る大手道が通ると考えられる。一部通路の整地面が確認されている。未指定地である。</p>	<p>大手道から大手門、あるいは拝形虎口へ至る経路が一部未解明である。調査と追加指定の検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手道の適切な学術的評価
			<p>別当沢沿いは崖地で、土石流危険区域に指定されている。</p>	<p>がけ崩れにより崩落する恐れがある場所が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・崩落防止対策の検討 ・景観整備の検討

地区別の詳細（陣屋の外縁部、陣屋関連施設）

位 置	保存管理区分	調査結果・現状	評 価	課 題
陣屋の外縁部	外枡形と大手道	C 1 絵図では、別当沢南側に外枡形と門柱が描かれている。外枡形から大手道に至る部分は未調査である。昭和49年の七夕豪雨で沢沿いが削られたため、付近の遺構は失われた可能性も高い。 宅地の脇を大手道が通り、沢沿いには草木が茂って見通しがきかない。	外枡形は、陣屋の正面玄関入口ともいうべき位置にあり、陣屋そのものの構造を理解する上で重要である。外枡形推定地の調査が必要である。遺構を確認した場合、追加指定の検討が必要である。 陣屋跡への正面通路として、大手道周辺の宅地や沢沿い斜面の環境美化などに配慮が求められる。	・外枡形の調査の検討 ・外枡形の適切な学術的評価 ・大手道周辺の見せ方の検討
	火薬庫	C 1 絵図に火薬庫と記載されている。裏門から火薬庫への通路と思われる石敷き遺構が確認された。正確な位置は不明である。	火薬庫の遺構が残存する可能性がある。	・遺構の確認手法の検討 ・学術的価値（評価）の検討
	砲術練習施設	C 2 絵図では、陣屋西側に砲術練習所道と記載されている。正確な位置は不明である。	砲術練習施設の遺構が残存する可能性がある。	・遺構の確認手法の検討 ・学術的価値（評価）の検討
	別当沢	D 陣屋の周囲を半周する別当沢が総構風の堀の役目を果たしている。別当沢から石切り場の痕跡が確認されている。 急傾斜の崖地が続く別当沢両岸は、土石流危険区域に指定されている。一部河川改修が行われ、地形が改変されている。	分析の結果、陣屋石垣の石切り場の推定地とされるが、具体的な位置が特定できていない。 沢沿いの一部で、崖崩れにより陣屋の郭が崩落する恐れがある。	・石切り場跡の調査と保存展示手法の検討 ・崖の崩落防止対策の検討 ・堀の役目をもつ別当沢の取り扱い、あり方の検討
陣屋関連施設	藩主墓地(龍津寺)	D 龍津寺墓地の一角に小島藩主昌信公の墓地が残されている。維持管理は龍津寺が行っている。 龍津寺は、小島藩主松平家の香華寺で、江戸時代の建造物が存在する。市指定文化財が多く存在する。 本堂南側の茶畠には藩主を迎えた南屋敷があり、南屋敷と本堂との間の庭園は中庭であったと伝わる。 本堂裏の急斜面上の森林は、高齢である人が手が加わった二次林であると思われる。 おしゃもじさん、諫訪大明神、護摩堂など寺院周辺の小祠を祀っている。	墓碑の風化が進んでいる。 小島藩主と藩政に関わる寺院として重要である。	・墓地の適切な保護 ・小島藩及び小島陣屋跡との関わりの明確化 ・陣屋跡整備に際してのあり方検討
	酒瓶神社	D 高根山山頂にあった天神社が永禄年間に兵火で焼失したため、宇天神に移した。その後、天神社を小島藩主守護神として現在地（宇雄島）に移した。明治9年（1876）に字名を雄島から大久保に改めた。（『小島村誌』1913年より抜粋要約） 安政地震で倒壊した鳥居を、安政6年（1859）小島藩主信進が新たに造立した。稻荷神社は、小島陣屋の御殿北側にあったものを遷し合祀したと伝えられている。	小島藩主と藩政に関わる神社として重要である。 神社所在地の旧字名「雄島」は、「小島」の地名の由来と考えられる。 鳥居の風化が進んでいる。	・神社と鳥居の適切な保護 ・小島藩及び小島陣屋跡との関わりの明確化 ・陣屋跡整備に際してのあり方検討
	御殿の書院 (小島公会堂) 小島町 786-2	区分外 市指定文化財建造物（平成13年1月10日指定）。昭和3年に陣屋跡から移築された御殿の書院で、青年団詔所、公会堂として利用されていた。現在、小島自治会が所有・管理している。底地は個人所有。 平成13年に静岡県建築士会清水支部が建物の実測調査を行い実測図と復元図を作成している。 建物部材の経年変化をみると、書院一の間、二の間、御座間は宝永元年（1704）の御殿創建時のもので、縁側と寝間は安政地震後の改築時のものと考えられる。陣屋の廃絶後、この建物の外装や間取り、建具に手が加えられたため、江戸時代の建物には見えないが、外部から見えない屋根の小屋組みや床組みには古い部材が残されている可能性が高い。建物の床下に雨水が入り込み、土台が傷んだ部分がある。	現存する建物は、小島藩の藩政の中核となった御殿の主要部分と考えられる。 藩主の御座間であったと推定される座敷は、御殿の創建当初の姿を伝える貴重な建物である。 市内に近世城郭建物はほとんど現存しないことから、この書院は非常に貴重である。 ※三島市玉沢の妙法華寺に駿府城のお万の方の居間が移築されたといわれる建物があるが、詳細は不明である。 地域住民の理解のもと、書院が良好に保存してきた。建物は陣屋内の原位置にあってこそ、陣屋御殿の機能が正しく理解される。	・史跡内の原位置への移築に向けた学術的根拠の提示 ・再移築手続きに関する文化財保護法、建築基準法上の課題の抽出・整理 ・再移築工事における技術的課題の抽出・整理
	御殿庭園 (城ヶ平)	— 御殿の庭園があったといわれる。小島藩主が墓地の永代祠堂料として龍津寺に寄進した土地と伝わる。現在は山林である。	遺構は未確認である。	・遺構の確認手法の検討 ・景観整備等のあり方検討
	番所跡	— 身延街道と南沢川が交差する地点の、小島本町地先に番所（閑所）があったといわれる。現在は宅地である。	現地で番所の痕跡はわからない。	・位置の表示の検討 ・ネットワーク整備等のあり方検討